資料3

託送供給等約款以外の供給条件の認可及び離島供給約款以外の供給条件の承認について

（趣旨）
令和2年2月27日付で、電力9社（北海道電力、東北電力、東京電力パワーグリッド（以下、「東電 PG」という。）、北陸電力、関西電力、中部電力、中国電力、四国電力、九州電力）から経済産業大臣に託送供給等約款以外の供給条件の認可申請があり、同日付で、東北電力から離島供給約款以外の供給条件の承認申請があり、3月18日付けで、経済産業大臣からこれらについての意見の求めがあったところ、当該申請への委員会としての回答について御確認いただく。

1. 経緯

令和2年4月1日に、電力9社の託送供給等約款及び東北電力の離島供給約款の変更が適用となることに伴い、新たに特別措置の認可及び承認が必要となる。

東電 PG を除く8社の送配電部門は、4月1日に、法的に分離し、法的分離後の自社小売（以下「自社小売」という。）には、託送供給等約款が適用されることから、それに伴い必要となる特別措置についての申請があった（下記特別措置①～④）。また、従前の特別措置を引き続き同一の扱いとするための申請が、東北電力、中部電力及び九州電力からあった。（下記特別措置⑤⑥⑧⑨）

東電 PG については、平成28年4月に分社化しており、その際に、法的分離に伴う特別措置（下記特別措置①及び②）について、認可を行っているところ、従前の特別措置を引き続き同一の扱いとするための申請があった。また、災害にかかる特別措置についても引き続き同一の扱いとするための申請があった（下記特別措置⑦）。

当該申請を受け、電気事業法第66条の11第1項第5号、第9号の規定に基づき経済産業大臣から委員長に対し意見の求めがあった。

（参考）
託送供給等約款及び離島供給約款の主な変更点
・法的分離に伴う約款条文の見直し（東電 PG を除く8社の送配電部門の託送供給等約款）
・系統連系技術要件に関する事項の見直し等（電力9社の託送供給等約款及び東北電力の離島供給約款）

2. 申請内容

（ア）申請者	北海道電力、東北電力、東京電力パワーグリッド、北陸電力、関西電力、中部電力、中国電力、四国電力、九州電力 （9社）
特別措置① 託送供給等約款	自社小売の接続対象電力量[1]は、30分ごとに小売電気事業者等の需要に係る発電量調整受電電力量等を合計したものから、自社小売以外の小売電気事業者等の接続対象電力量等を合計したものを差し引いて算定する。

[1]接続対象電力量　接続供給電力量を損失率（送電ロス率等）で修正した値。需要側インバランスは、接続対象計画電力量−接続対象電力量で算定される。

	理由：託送供給等約款では、接続対象電力量は、スマートメーターにより30分ごとに計量された接続供給電力量に基づき算定されるところ、自社小売の需要家には、従来型メーターにて計量を行う需要家が多く存在することから、スマートメーターの設置が完了するまでの間は、「エリア全体の30分単位の発電電力量－新電力の30分単位の需要量」で計算した値を用いて同時同量を実施することを認めたため（総合エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第8回制度設計ワーキンググループ（2014 年 9 月 18 日開催））。
特別措置② 託送供給等約款	自社小売の特定小売供給約款（以下、「供給約款」という。）の適用を受けている需要家について、自社小売から、供給約款に基づく供給の停止等の求めがあった際には、供給停止のための適切な処置等を行う。
	理由：自由料金の場合、不払い等を理由とする供給停止については、小売電気事業者と需要家との小売契約が解除され無契約状態となった場合に、電気の供給を受ける根拠を失うことから、送配電部門によって電気の供給が停止されるところ。 規制料金である供給約款の場合、小売自由化前の需要家保護レベルを維持するため、不払い等を理由とする供給停止については、供給義務を負う自社小売が、需要家との小売契約を保持したまま、供給停止等を行うことを認めたため。（総合エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第8回制度設計ワーキンググループ（2014 年 9 月 18 日開催）） （イ）申請者 北陸電力
特別措置③ 託送供給等約款	自社小売の需要家のうち、従来型メーターの供給地点の接続供給電力量は、検針日における従来型メーターの読みと前回検針日における従来型メーターの読みの差し引きにより算定し、30分ごとの均等配分を省略する。
	理由：託送供給等約款では、接続供給電力量は、「供給地点ごとに、30分ごとに計量された電力量」としており、30分ごとに計量することができない従来型メーターにより計量するときの接続供給電力量は、検針日における従来型メーターの読みと前回検針日における従来型メーターの読みの差し引きにより算定された数値を30分ごとに均等配分してえられた値としているところ。 自社小売の需要家のうち、従来型メーターにて計量を行う供給地点の接続供給電力量を30分ごとに均等配分するシステム等を構築するためには、新たに10数億円程度必要であり、その使用期間は、現行の託送システム（使用期間2016年度～2022年度）の更新までの3年間に限定されることから、過度なコストをかけることなく託送業務を実施するため。なお、当該措置について自社小売も了解しており、かつ、託送料金算定への影響はない。

（ウ）申請者	東北電力
特別措置④ 託送供給等約款	原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示等がなされた地域において、避難された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、託送料金免除等を実施。
	理由：送配電部門の法的分離に伴い、4月1日より自社小売との間で託送契約を締結することになり、避難指示区域内において託送料金が発生することとなるため。
特別措置⑤ 離島供給約款	原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示等がなされた地域等から離島供給約款が適用される地域に避難した電気の使用者について、1年に満たないで需給契約を廃止等する場合は、料金および工事費の精算の免除等を実施（継続）。
特別措置⑥ 託送供給等約款	令和元年台風19号により被災された電力の使用者を需要者とする供給地点について工事費負担金の免除等を実施（継続）。
（エ）申請者	東京電力パワーグリッド
特別措置⑦ 託送供給等約款	令和元年台風15号及び台風19号により被災された電力の使用者を需要者とする供給地点について、工事費負担金の免除等を実施（継続）。
（オ）申請者	中部電力
特別措置⑧ 託送供給等約款	令和元年台風19号により被災された電力の使用者を需要者とする供給地点について、工事費負担金の免除等を実施（継続）。
（カ）申請者	九州電力
特別措置⑨ 託送供給等約款	平成28年4月14日に発生した熊本県熊本地方における地震により被災された電力の使用者を需要者とする供給地点について、工事費負担金の免除等を実施（継続）。

3．認可及び承認申請に係る意見

審査の結果、認可及び承認することに異存がない旨を回答することとしたい。

ただし、全ての小売電気事業者に対する供給条件を同一とする観点から、接続対象電力量の算定に係る供給条件の認可（特別措置①）に当たっては、スマートメーターの設置が完了するまでの間とし、北陸電力の接続供給電力量の算定に係る供給条件の認可（特別措置③）に当たっては、託送料金算定システムの再構築完了時を期限とするよう、依頼することとしたい。

（参考条文）
電気事業法（昭和39年法律第170号）
（託送供給等約款）
第18条
2　一般送配電事業者は、前項の認可を受けた託送供給等約款（第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は次条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）以外の供給条件により託送供給等を行つてはならない。ただし、その託送供給等約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（同条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）により託送供給等を行うときは、この限りでない。

（離島供給約款）
第21条
2　一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において「離島供給約款」という。）以外の供給条件により離島供給を行つてはならない。ただし、その離島供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により離島供給を行うときは、この限りでない。

第66条
（委員会の意見の聴取）
第六十六条の十一　経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。
（略）
五　第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第二項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の四十八、第九十九条第一項又は第九十九条の六第一項の認可をしようとするとき。
（略）
九　第二十条第二項ただし書、第二十一条第二項ただし書又は第二十八条の四十九第一項の規定による承認をしようとするとき。

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成 12・05・29 資第 16 号）
第1 審査基準
（12）第18条第2項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の認可
第18条第2項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の認可に係る審査基準については、 同項に認可の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。
① 託送供給等を行うに当たり、新たに建設する送電線に多額の費用を要する場合
② 天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割り引

く等の措置 を行う必要が生じた場合

③ 広域的運営推進機関から電源入札等を実施した場合に必要となる補てん金を課された場合

（14） 第21条第2項ただし書の離島供給約款以外の供給条件の承認 第21条第2項ただし書の離島供給約款以外の供給条件の承認に係る審査基準については、 同項に承認の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

① 天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割り引く等の措置 を行う必要が生じた場合

② 需要の特殊性から、供給区域内の離島の需要家と一律の取引を行うことを前提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味な場合

以 上

参考

各電力会社のスマートメーター導入計画（低圧）

各年度末のスマートメーター導入台数（2019年3月末時点）
（設置台数／計画台数（～2018年度）・設置予定台数（2019年度～））

←→ 各社の計画　　単位【万台】

電力会社（設置予定台数）	2019年3月末時点での設置台数注（万台）及び設置率	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024
北海道電力（373万台）	172．8 46．4%		29/38	48/53	49/48	47/42	40	40	40	40	40	
東北電力（678万台）	338．3 49．9%	8/12	58/65	82/84	97/82	93/77	70	67	72	67	64	
東京電力（2,905万台）	2,152．4 74．1%	150/190	315/320	595/570	585/570	584/570	442	443				
中部電力（965万台）	557．2 57．7%	1/1	108/102	181/146	148/144	119/115	96	113	104	95		
北陸電力（185万台）	86．0 46．5%		15/15	22/25	25/25	24/23	22	21	20	19	17	
関西電力（1,312万台）	1,058．4 80．6%	154/160	174/170	210/170	182/170	126/106※	80※	75※	60※	39※		
中国電力（492万台）	221．1 44．9%		24/24	67/56	69/61	61/56	55	54	54	54	54	
四国電力（266万台）	111．9 42．1%	1/3	13/15	29/31	35/31	34/32	31	31	31	31	30	
九州電力（868万台）	450．7 51．9%		7/0	106/80	95/85	99/98	86	83※	83※	83※	82※	
沖縄電力（86万台）	33．0 38．4%		1/1	10/10	11/10	11/10	9	9	9	9	9	8
合計	5182 63．7%	314 /366	744 /750	1,350 /1,225	1,296 /1,226	1,198 /1,129	931	936	473	437	296	8

※　記載導入台数のほかに検定有効期間満了（検満）に伴うスマートメーターからスマートメーターへの取替が発生
注）試験導入にて設置したスマートメーターを含む

［その他の論点②］ 需要側のインバランスの測定方法について

（参考）総合エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第8回制度設計ワーキンググループ資料5－3　P20

○ 新電力については、スマートメーターを優先的に設置することとしているが、間に合わない場合にはプロファイリングの値を用いて同時同量を実施（下記①）。（←前回WGで提示）

○一般電気事業者については、スマートメーターの設置が進むまでの間は従来型メーターが多く存在するため、スマートメーターの設置が完了するまでの間は、「エリア全体の30分単位の発電量－新電力の30分単位の需要量」で計算した値を用いて同時同量を実施することとしてはどうか（下記②）。

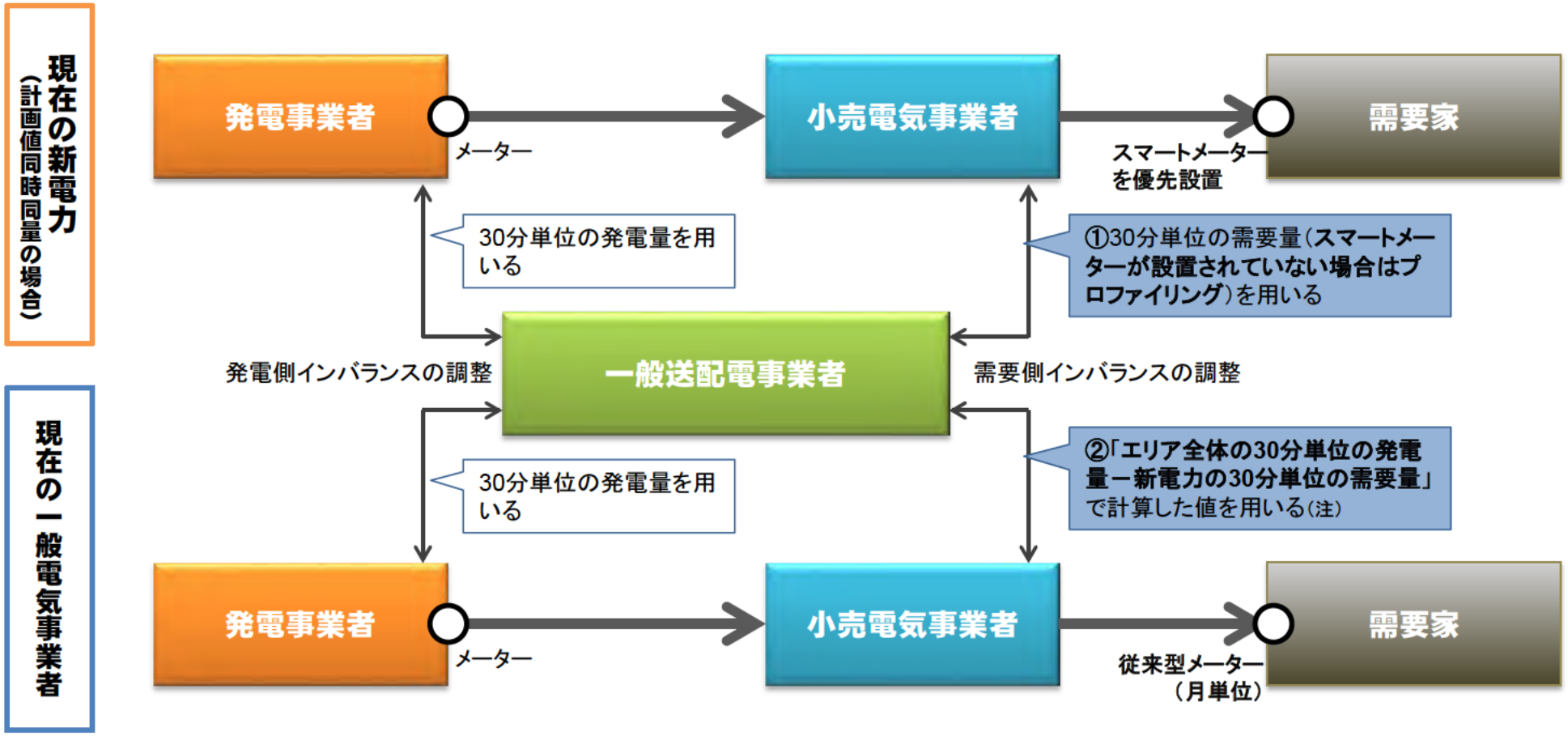

（注）その他、取引所販売購入電力量、地帯間販売購入電力量及び他社受電電力量等の加減が必要。

小売電気事業者による供給停止（現状の運用）

（参考）総合エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第8回制度設計ワーキンググループ資料5－1　P37

○現在、需要家に未払いが生じた場合には、一般電気事業者は、電気の供給を停止する措置を行っているが、重要なライフラインである電気の供給停止にあたっては、需要家に配慮した対応が必要。特に生活的弱者への対応については、市町村等の福祉部局の対応が基本であるが、重要なライフラインを担う一般電気事業者に対しても協力を要請し、可能な限り対応しているところ。

○小売全面自由化により、小売電気事業者としての登録を受けることにより、低圧需要家を含む全ての需要家に対し、電気の小売供給を行うことが可能となるが、多様な事業者の参入が見込まれるところ、全ての小売電気事業者に不払い等を理由とする一方的な供給停止※を行うことを認めてよいか、ということが論点となる。

※電気の供給を物理的に停止するのは託送供給を行う送配電事業者であるため、実際に行う場合には、小売電気事業者は送配電事業者に託送供給を停止するよう指示を行うこととなる。

現在、一般電気事業者が供給停止実施と併せて行っている需要家への配慮措置の例

○電気料金の未払いが一定期間継続した場合には、供給停止実施の数日前に事前に予告通知。

○現場出向により供給停止を行う際には、現場にて再度支払いを求め、支払われた場合には供給停止を中止。

○供給継続の要望があれば、1Aブレーカーの取付等の対応（最低限の電気の供給を継続）。

○需要家が在宅医療者、生活保護受給者等であることが確認できた場合には、今後の支払計画について協議を行い、支払いの見通しが立った場合には供給停止を延期。

○供給停止を受けた需要家が未収料金の支払いを行った場合の供給再開の申出に関する受付は、深夜まで対応し、速やかに供給再開を実施。

小売電気事業者による供給停止（事務局案）

（参考）総合エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第8回制度設計ワーキンググループ資料5－1　P38

○小売自由化によって、新たに参入した多様な小売電気事業者が需要家への小売供給を行うことが想定されるが、他方で、ライフラインである電気の供給に係る需要家保護のレベルが自由化前に比べて劣ることがあってはならない。この点、従来、供給停止を担っていた旧一般電気事業者が引き続き供給停止を行うこととすれば、現行の需要家保護措置の確実な確保により需要家保護レベルを維持することが可能であることから、原則として、不払い等を理由とする供給者側からの供給停止は、特定小売供給約款による供給義務を負う旧一般電気事業者の小売部門並びに最終保障供給約款及び離島供給約款による供給義務を負う一般送配電事業者にのみ（※）、従来と同程度の需要家保護措置をとることを前提に認めることとしてはどうか。

※なお、旧一般電気事業者の小売部門の自由料金メニューについては供給義務を負わないため、他の小売電気事業者とのイコールフッティングにも鑑み、供給停止を認めないこととするが、自由化前に契約済みの選択約款については、供給義務を前提として設定された供給条件であることから、旧一般電気事業者の小売部門に供給停止を認めることとする。

※高圧以上においても需要家保護の必要性に相違はなく、同様に考えられる（現在、高圧以上の自由化部門では、料金未収の場合等、需要家の同意がない特定規模電気事業者による供給停止は、託送供給約款に規定されていない。）。

○この場合、小売電気事業者は、需要家との供給契約を解除することにより、未収料金の増大を防ぐこととなる。

○こうした制度をとる場合、以下のような懸念が生ずることが考えられるが、それぞれ以下のように整理できるのではないか。

懸念①

小売電気事業者の債権回収手段が制限され、需要家による踏み倒しの増加や、小売電気事業者を渡り歩くような悪質な需要家が生ずるおそれがあるのではないか。

→契約解除によって未収料金の拡大を防ぐことが可能であり、電気の安定供給を犠牲にした債権回収手段まで認める必要はないのではないか。また、現在、携帯電話業界等で行われているように、小売電気事業者間で悪質な需要家の情報を共有すること等によって対応できるのではないか。

懸念②

小売電気事業者による契約解除が増加し、特定小売供給約款や最終保障供給約款による供給を受ける需要家が著しく増加してしまうのではないか。

→小売電気事業者に対し、解除を行う場合には解除の一定期間前の通知・督促を求めるなど、小売契約の解除に一定の制約を課す（ガイドライン等を想定）こととしてはどうか。

懸念③

小売契約が解除され無契約状態となった場合には、電気の供給を受ける根拠を失うため、電気の供給が停止され、結局、ライフラインの確保が図られない事態が生じるのではないか。

→小売電気事業者により契約が解除された場合であっても、特定小売供給約款又は最終保障供給約款への速やかな移行や一般送配電事業者による電気の供給停止の制限などの制度的措置により、電気の物理的な供給が直ちに停止することがないよう措置することとしてはどうか。（詳細は今後検討）

（案の１）

官　　印　　省　　略
番　　　　　　号
年　　月　　日

経済産業大臣　宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和２年３月１８日付け２０２００２２７資第３６号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存ありません。

ただし、全ての小売電気事業者に対する供給条件を同一とする観点から、接続対象電力量の算定に係る供給条件の認可に当たっては、２０１４年９月１８日の総合エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第８回制度設計ワーキンググループで決定されたとおり、スマートメーターの設置が完了するまでの間とし、北陸電力の接続供給電力量の算定に係る供給条件の認可に当たっては、託送料金算定システムの再構築完了時を期限とするよう、お願いいたします。

（案の２）

官　　印　　省　　略
番　　　　　　号
年　　月　　日

経済産業大臣　宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

離島供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和２年３月１８日付け２０２００２２７資第５１号により貴職から当委員会に意見を求められた離島供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存ありません。